

財務省告示第一二百七十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年九月三十日

財務大臣 中川 昭一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

五	四	三	二	一	
					八、五七四トン 五〇ハトン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一	一	九	八	七	六	一トーン	〇・一五トーン	〇・三三トーン	一三、八七三トーン	九三三トーン	九、一一五トーン	三四、一七八トーン	二、五四九、六五二トーン	五六〇、八九五トーン	二九六、七四七トーン	一五七トーン	三〇四トーン	六一、九四一トーン	七、三七七トーン	四一一トーン	一六トーン
---	----	----	----	----	----	------	----	----	----	---	---	---	---	---	---	------	---------	---------	-----------	--------	----------	-----------	--------------	------------	------------	--------	--------	-----------	----------	--------	-------

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二二
四八五トン	○トン	四、 ハ二四 トン	二、 七二七 トン	○トン	一ハトン	二、 三〇〇 トン	九一トン	一三、 四二〇 トン